

学校において予防すべき感染症の」酒類及び出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第18、19条）

* 令和5年度 一部改正

第一種	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
	感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで * 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型コロナウイルス感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	新型コロナウイルス感染症（COVID-19） インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹がかさぶたになるまで 主症状が消失した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 〔溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行あてこった場合に、この感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができる。